

観音寺市・大野原町・豊浜町

合併協議会だより

平成16年

第3号

7月1日

■発行：観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局 ☎ 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885
URL <http://www.kot-gappei.jp>



合併協議会ホームページをご利用ください。
合併協定項目別協議状況を掲載しています。

主な内容

- 第4回合併協議会の結果 2～3
- ホームページの紹介 4～5
- 合併協定項目の検討内容 6～7
- 第6・7回合併協議会のお知らせ・
ご意見等 8



豊浜町
「一の宮公園」



観音寺市「寛永通宝」



大野原町
「豊総池石積式アーチダム」

第4回 合併協議会の 結果

5月27日に第4回合併協議会が開催されました。会議では、先の第3回合併協議会で協議された事項の確認など報告事項5件、協議事項7件を協議しました。

報告及び確認事項

1 報告事項

報告第18号

協議第2号合併の期日（その1）の変更について

第2回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会において協議・確認された「協議第2号 合併の期日（その1）」について、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立したことに伴い、「合併特例法の改正を前提に」とあったのを削除し、「合併の期日は、平成17年10月11日とする。」と、変更したことの報告がありました。

報告第19号

協議第3号新市の名称（その1）について
第3回合併協議会協議第3号で新市の名称について協議し、「観音寺市」と確認されたことについて報告がありました。

報告第20号

協議第6号議会議員の定数及び任期の取扱いについて

第3回合併協議会協議第6号で議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案があり、協議し確認されたことについて、報告がありました。

- 1 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。
- 2 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、24人とする。
- 3 選挙区については、全市域で1選挙区とする。



報告第21号

「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について

「新市例規集」作成支援業務の委託契約を「第一法規株式会社」と締結したことの報告がありました。

報告第22号

新市建設計画策定業務委託契約の締結について

新市建設計画策定業務委託契約を「株式会社 三菱総合研究所」と締結したことの報告がありました。

協議事項

協議第9号

特別職の職員の身分の取扱いについて

1市2町の特別職の職員については、新設合併に伴い1市2町の法人格が消滅するため、それに伴って身分を失います。新市における特別職の取扱いについて、次のように提案があり確認されました。

- 1 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、類似団体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。
- 2 議会議員の報酬等については、類似団体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。
- 3 法令の定めるところにより、行政委員会の委員を設置し、その報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。
- 4 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。
- 5 その他の特別職については、新市において設置する必要があるものは、現行の任期及び報酬額等をもとに調整し、設置する。

協議第21号

慣行の取扱いについて

- 1 新市の市章、花、木、市民憲章については、新市において新たに定める。
- 2 新市のキャッチフレーズについては、合併時に調整する。
- 3 新市の都市宣言等については、新市において調整する。

4 1市2町の各種イベント等については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において調整する。

この提案の中で市章、花、木の制定に向けての基本的な考え方については、合併までに決定してはどうか等の意見が出され、次回以降に提案されることとなりました。



協議第23号—6

各種事務事業（交通関係）の取扱いについて

- 1 自主運行バスについては、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。
- 2 定期船対策事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。
- 3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整するものとする。
- 4 放置自転車対策については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において随時再編調整するものとする。
- 5 交通安全指導については、合併時に再編調整するものとする。
- 6 交通安全施設については、合併時に再編調整するものとする。
- 7 交通安全用具の支給については、合併

時に再編調整するものとする。
 8 チヤイルドシート事業については、合併時に再編調整するものとする。
 9 交通災害共済については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。

協議第23号—11

各種事務事業（国民年金関係）の取扱いについて

国民年金関係業務については、国の制度に基づき、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。
 と、提案があり確認されました。

協議第23号—17

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて

- 1 農業振興関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。
 - (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおりに引き継ぐ。
 - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。
 - (4) 市町単独事業については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。
 - (6) 生活研究グループ等については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに統合されるよう調整に努める。
 - (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (8) 土地改良関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (9) 国庫補助事業については、現行のとおりに引き継ぐ。

おり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおりに引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する。
 (2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。
 (3) 市町単独事業については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 (4) 土地改良区関係団体については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。



- 3 林務・水産関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 林業関係団体については、現行のとおりに、新市に引き継ぐ。
 - (2) 水産関係団体については、現行のとおりに、新市に引き継ぐ。
 - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
 - (4) 漁港・海洋の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。
 - (5) 香川用水関係事業については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。

この提案の中で、農業振興関係については、補助金について再度協議し提案することとなりました。

協議第23号—18

各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いについて

- 1 商工業の融資等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 小口融資制度については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。
 - (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。
- 2 商工業の振興については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める。
 - (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。
 - (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (4) 中心市街地活性化事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。
 - (5) 観光事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 観光協会については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) イベント関係事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

協議第23号—20

各種事務事業（都市計画事業関係）の取扱いについて

- 1 都市計画区域については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 用途地域については、現行のとおりに

引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に指定、調整する。
 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に再編調整する。
 4 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

その他

- (1) 第5回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。
- (2) 第6回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。
- (3) 第7回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。
- (4) 調整方針の取扱いについて再確認がありました。



合併協議会ホームページの紹介

合併協議会では、皆さまにいろいろな方法で情報が提供できるよう「合併協議会だより」の発行と同時に「観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会ホームページ」を開設しています。

協議会の紹介や会議の内容、結果などを随時紹介しておりますので、是非アクセスしてみてください。

また、6月24日より、トップページがリニューアルしておりますのでご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.kot-gappei.jp>



画面が開くと同時に、銭形まつり、豊稔池石積式アーチダム、さめき豊浜ちょうさ祭の音が流れます。



観音寺市・大野原町・豊浜町



合併協議会において確認される内容や提案された資料などを見ることができます。



ホームページでは、皆さんからのご意見やご質問を受付けております。お気軽にお寄せください。

ホームページが閲覧できる施設紹介

- 豊浜町 豊浜町立図書館
- 大野原町 大野原町役場
大野原町立図書館
大野原町萩の丘総合福祉会館
- 観音寺市 観音寺市役所
観音寺市立図書館



合併協定項目の検討内容(抜粋)

合併協定項目には、既に合併協議会だより第2号でお知らせしたように、Ⅰ協定項目が23項目とⅡ新市建設計画があります。

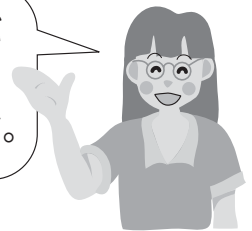
すでに、Ⅰ協定項目の中の1合併の方式や2合併の期日、3新市の名称、4事務所の位置などは、第1回から第3回までの合併協議会において協議し確認されています。

これからも随時合併協議会において協議されていきますが、直接住民の皆さんに大きく関係する項目を挙げてみます。(番号については、協定項目で定められている数字です。内容については、今後協議されていくため、一般的な事項について説明しています。)



12 町・字の区域及び名称の取扱いはどうなるの？

町名、字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、従来そのまま存続される場合が多いようです。新市名称の決定とともに、今後調整する必要があります。



13 地方税の取扱いはどうなるのですか？

市町民税、固定資産税、軽自動車税など各市町間で、税目・税率が異なる場合は、合併後急激に税額が高くなったりしないよう調整する必要があります。合併特例法で5年間は不均一な課税が認められています。

14 使用料・手数料等の取扱いは？



各市町間の上下水道料金、同一目的の施設や事務に係る使用料・手数料が異なる場合は、あらかじめその取扱いについて調整しておく必要があります。



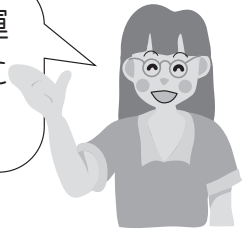
19 国民健康保険事業の取扱いは？

国民健康保険事業については、各市町が保険者となって運営しており、保険料率等が各市町で異なるため、合併に際して、一元化する必要があります。

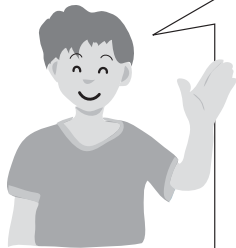


20 介護保険事業の取扱いは？

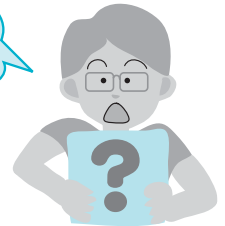
介護保険事業については、各市町が保険者となって運営しており介護保険料等が各市町で異なるため、合併に際して一元化する必要があります。



23 その他(各種事務事業の取扱い)



各市町で実施している独自の各種事業については、(1)～(31)まであり合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を必要とするものについて、これまでの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下につながらないように留意しながら、合理化・効率化に努める必要があります、その調整方針がまとめ次第、随時、協議会に提案します。



※ 23 その他(1)～(31)については、合併協議会だよりで随時お知らせしたいと考えています。

合併特例法の改正により、

合併の期日は、「平成17年10月11日」と確認される。

合併特例法の改正とは？

第159回国会において平成16年5月26日、市町村の合併に関する次の法律が可決され、成立しました。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(改正現行合併特例法)

市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)

地方自治法の一部を改正する法律(改正地方自治法)

改正現行合併特例法の経過措置が可決したことにより、確認された合併の期日どおり協議を進めることになりました。

経過措置

「平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。」

ご意見等をお待ちしています

合併についてのお問い合わせや、ご意見ご提言は

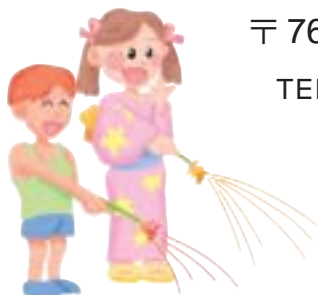
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局

〒769-1697 三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

TEL 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885

ホームページアドレス

<http://www.kot-gappei.jp>



または、下記、各市町合併担当窓口まで、お寄せください。

観音寺市合併対策室

TEL 0875-23-3917 FAX 0875-23-3920

大野原町合併対策室

TEL 0875-54-5700 FAX 0875-54-5029

豊浜町合併対策室

TEL 0875-52-1200 FAX 0875-52-3113

合併協議会の関係資料が閲覧できます

合併協議会の会議資料や会議録は、合併協議会事務局と観音寺市役所、大野原町及び豊浜町の各役場でも、ご自由に閲覧することができます。

ただし、閲覧場所、閲覧時間等は、合併協議会会議録等閲覧規程に基づいて行われます。



第6・7回合併協議会のお知らせ

第6回合併協議会

日時 平成16年7月22日(木) 午後1時30分から

第7回合併協議会

日時 平成16年8月26日(木) 午後1時30分から

場所はいずれも、大野原町大字大野原1260番地1大野原町中央公民館3階講義室で開催されます。

※ 第5回合併協議会は6月24日(木)に行われました。詳しい結果は第4号でお知らせします。

合併協議会の傍聴について

協議会は、公開を原則としており、どなたでも傍聴することができます。ただし、会場等の都合により、傍聴人数等の制限をさせていただく場合もありますので、その場合はご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、ビデオ、カメラ、録音機等の持ち込みはできません。